

令和2年3月27日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

自転車、エアコン、ノートパソコン用バッテリーパック（「ノートパソコン」として公表）、電気洗濯機に関する事故（リコール対象製品）について
（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 4 件
（うち石油給湯機付ふろがま 1 件、石油ストーブ（開放式） 1 件、
ガスこんろ（都市ガス用） 1 件、草焼きバーナー 1 件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 7 件
（うち変圧器（節電器） 1 件、リチウム電池内蔵充電器 1 件、
自転車 1 件、延長コード 1 件、エアコン 1 件、
ノートパソコン 1 件、電気洗濯機 1 件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 8 件
（うち携帯電話機（スマートフォン） 1 件、電気蓄熱式湯たんぽ 1 件、
扉（クローゼット用折戸） 1 件、電気式床暖房 1 件、
自転車用タイヤ 1 件、テレビ受信機用ブースター 1 件、
携帯ゲーム機 1 件、ヘアドライヤー 1 件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201900145、A201900481を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) ブリヂストンサイクル株式会社が製造した自転車について

(管理番号：A201901242)

①事象について

ブリヂストンサイクル株式会社（法人番号：9030001041957）が製造した自転車で走り出そうとしたところ、ハンドルがロックし、転倒、左足を負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、「一発二錠」（※）を搭載した自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなったものと考えられます。

（※）「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

また、消費者庁及び経済産業省では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、ハンドルロックケースの破損などが原因で誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意を喚起しています。

○消費者庁（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

※消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表

ウェブサイト：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf

○経済産業省（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190624005/20190624005.html>

③対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、製造番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf	2003年9月 ～ 2015年5月	3,164,913
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）	https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf	2004年10月 ～ 2015年1月	266,225
合 計			3,431,138

2019 年（令和元年）6 月 24 日からリコール（無償点検・改修）を実施
改修率：2.5%（2019 年 12 月 22 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	40	重傷	2014年度	0	—
2018年度	1	重傷	2013年度	0	—
2017年度	2	重傷	2012年度	0	—
2016年度	0	—	2011年度	0	—
2015年度	0	—	2010年度	0	—

※当該事故（管理番号：A201901242）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

ハンドルロック「一発二錠」の表示窓のラベルの色を御確認ください。

表示窓のラベルが「黒色ラベル」は対象製品となり、「白色ラベル」は対象外製品となります。



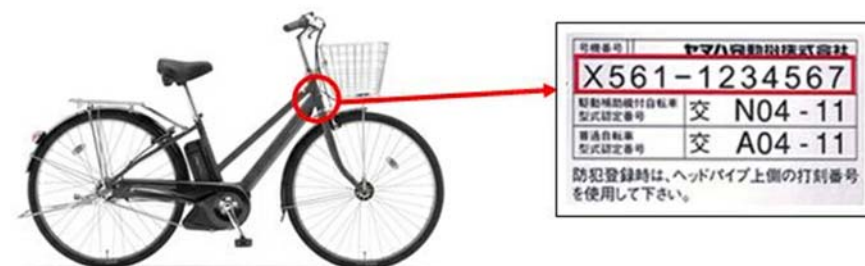
<車両情報の確認方法>

お問い合わせいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

○ブリヂストンサイクルブランドの場合



○ヤマハ発動機ブランドの場合



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、ハンドルロックのケースが破損しているなど、異常が確認された場合は、直ちに使用を中止してください。なお、事業者は無償点検及び改修を実施していますので、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(502)092

受付時間：9時～18時（毎日）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(801)309

受付時間：10時～12時30分、13時30分～18時

（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

(2) 三菱重工業株式会社（現 三菱重工サーマルシステムズ株式会社）が輸入した
エアコンについて（管理番号：A201901246）

①事象について

宿泊施設で、三菱重工業株式会社（現 三菱重工サーマルシステムズ株式会社（法人番号：4010401123213））が輸入したエアコン及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（無償点検・改修）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、当該製品の一部で、特定条件に当てはまる場合、室内送風用ファンモーターのリード線接続部から発火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2018年（平成30年）1月11日にウェブサイトへ情報掲載（2018年5月30日改訂）を行うとともに、同月13日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A201901246）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：製品名、形式、対象台数

○製品名：エアコン

エアコンの一部の機種のうち、1999年10月から2007年までに輸入されたもの。

○形式：事業者ウェブサイトにて御確認ください。

<http://www.mhi-mth.co.jp/information/pdf/180115.pdf>

○対象台数：約93万台

【リコール実施状況】

2018年（平成30年）1月11日からリコール（無償点検・改修）を実施
改修率：8.6%（2020年2月29日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

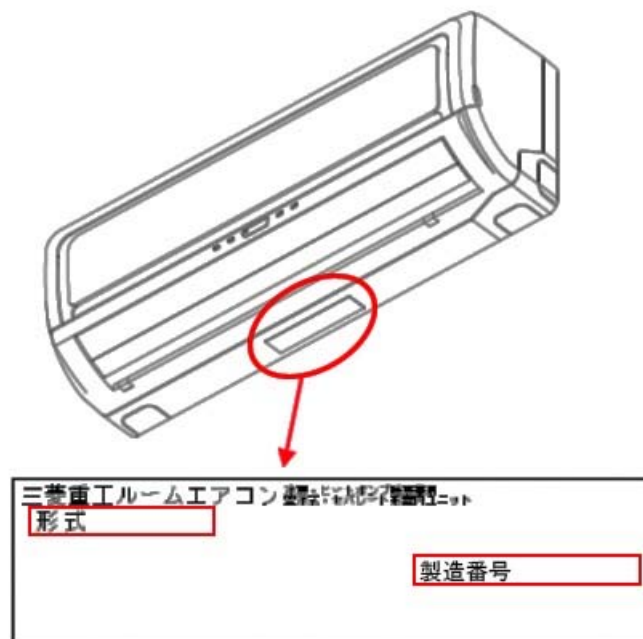
年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	5	火災	2014年度	1	火災
2018年度	3	火災	2013年度	0	—
2017年度	1	火災	2012年度	0	—
2016年度	4	火災	2011年度	0	—
2015年度	1	火災	2010年度	0	—

※当該事故（管理番号：A201901246）は含まない。

<対象製品の確認方法>

対象製品の「形式」及び「製造番号」は、本体下部に貼付されている銘板を御確認ください。また、対象製品であるかどうか、事業者ウェブサイトにて御確認いただくか、下記問合せ先まで御連絡ください。

ウェブサイト：http://www.mhi-mth.co.jp/information/180115_001.html



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

三菱重工冷暖株式会社（国内総販売店） 点検受付専用窓口

電話番号：0120(224)570

受付時間：9時～18時（月～金）

9時～17時（土・日・祝日）

ウェブサイト：http://www.mhi-mth.co.jp/information/180115_001.html

(3) 株式会社東芝（現 Dynabook株式会社）が輸入したノートパソコン用バッテリーパック（「ノートパソコン」として公表）について（管理番号：A201901247）

①事象について

株式会社東芝（現 Dynabook株式会社（法人番号：8010601034867））が輸入したノートパソコン及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、ノートパソコンのバッテリーパックの製造上の不具合により、バッテリーパック内のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2016年（平成28年）1月28日にウェブサイトにて情報を掲載し、翌29日に新聞社告を行い、対象製品について無償にてバッテリーパックの交換を実施しています。

③対象製品：製品名、製造期間、対象個数

製品名：ノートパソコン用バッテリーパック

※株式会社東芝が販売したノートパソコンの一部の機種に同梱したバッテリーパック及びオプション・サービス用に販売したバッテリーパック

製造期間：2011年6月から2014年6月まで

対象個数：95,811個

【リコール実施状況】

2016年（平成28年）1月28日からリコール（無償製品交換）を実施

回収率：48.8%（2020年2月29日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2011年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	0	—	2014年度	0	—
2018年度	2	火災	2013年度	0	—
2017年度	6	火災	2012年度	0	—
2016年度	0	—	2011年度	0	—
2015年度	2	火災			

※当該事故（管理番号：A201901247）は含まない。

＜対象製品の外観＞

対象のバッテリーパックを搭載したノートパソコンの外観



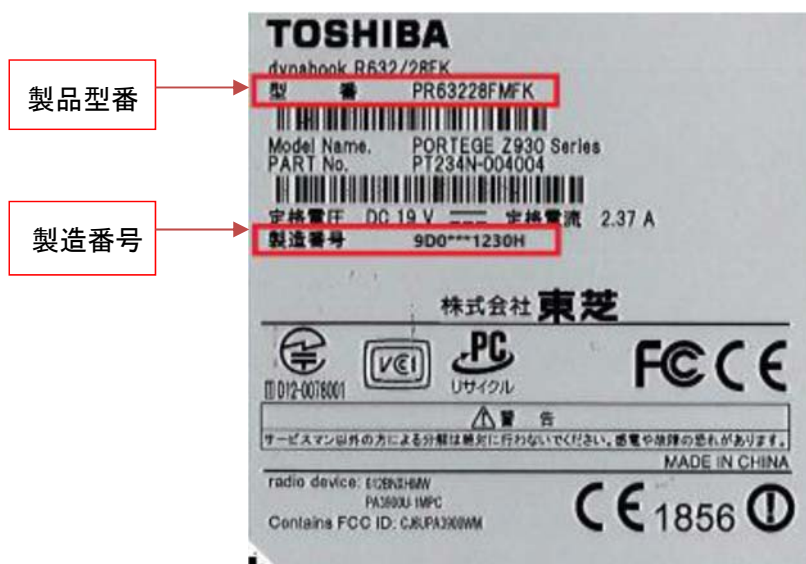
お持ちのノートパソコンのバッテリーパックが対象製品であるか否かの確認は、以下の(ア)及び(イ)について、事業者のウェブサイトでご確認いただくか、事業者の問合せ先に御連絡ください。

(ア) パソコン本体の「製品型番」及び「製造番号」

(イ) バッテリーパックの「バッテリー部品番号」及び「バッテリーシリアル番号」

(ア) パソコン本体の「製品型番」及び「製造番号」の確認方法

- ・ パソコン本体の裏面に貼付されているシールから「製品型番」及び「製造番号」を御確認ください。



(イ) バッテリーパックの「バッテリー部品番号」及び「バッテリーシリアル番号」の確認方法

- ・ パソコンの電源を切り、バッテリーパックを外してください。
- ・ 以下のラベル位置を参考に、「バッテリー部品番号」及び「バッテリーシリアル番号」を御確認ください。
- ・ 「バッテリー部品番号」及び「バッテリーシリアル番号」は、1枚のラベルに記載されている場合と、2枚のラベルに分けて記載されている場合があります。

(ラベル位置)



バッテリーパックに貼付されているラベルから、「G71C」で始まる「バッテリー部品番号」及び、1桁又は2桁のアルファベットで始まり、最後の3桁がアルファベットの「バッテリーシリアル番号」を御確認ください。

(ラベル例)

● 1枚のラベルに記載されている場合



● 2枚のラベルに分けて記載されている場合



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償製品交換を受けていない方は、直ちにバッテリーパックをノートパソコンから取り外し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

dynabook バッテリーパック交換窓口

電 話 番 号 : 0120(444)842

受 付 時 間 : 9時～19時（土・日・祝日・事業者指定休業日を除く。）

ウェブサイト : <https://batterycheck.dynabook.com/BatteryUpdate/InformationJapan?region=TJPN&country=JP&lang=ja>

※上記ウェブサイトからも製品交換の申込みが可能です。

(4) ハイアールジャパンセールス株式会社が輸入した電気洗濯機について
(管理番号：A201901254)

①事象について

ハイアールジャパンセールス株式会社（法人番号：6120001100558）が輸入した電気洗濯機を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品のモーター用コンデンサの製造工程において、異物が混入していたため、使用中に徐々に絶縁劣化を起し、内部短絡を起こして出火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2010年（平成22年）11月12日にウェブサイトへ情報を掲載するとともに、ダイレクトメールの送付により使用者に対し注意喚起を実施しました。

その後、2012年（平成24年）9月21日にプレスリリース、翌22日に新聞社告を行うとともに、2013年（平成25年）9月から電話連絡を行うことにより、対象製品について無償点検及び部品交換（コンデンサの交換）を呼び掛けています（三洋ハイアール株式会社（2007年3月解散）が輸入した電気洗濯機も含まれます。）。

③対象製品：型式、製造番号、販売期間、対象台数、確認方法

型式	製造番号	販売期間	対象台数	確認方法
JW-Z20A	全て対象	2002年4月 ～2005年10月	12,600	A
BW-Z20A BW-Z20B	全て対象	2002年4月 ～2003年3月	4,320	
JW-Z23A	全て対象	2002年10月 ～2005年10月	19,080	
JW-Z45A	全て対象	2003年1月 ～2004年7月	16,480	
JW-Z50A JW-Z50B JW-Z50C JW-Z50D	全て対象	2003年11月 ～2005年11月	42,628	
JW-K33A	E100001～E102484 F100001～F103036 G100001～G100552	2005年3月 ～2008年8月	6,072	
JW-K50B	E100001～E100800 F100001～F109280	2005年3月 ～2008年8月	10,080	
JW-K50C	E100001～E101440 F100001～F115840	2005年11月 ～2007年3月	17,280	
HSW-23M1	全て対象	2003年1月～3月	6,580	B
HSW-233M	全て対象	2003年1月 ～2004年5月	2,160	
HSW-50S1	全て対象	2002年5月 ～2003年8月	40,719	

HSW-50S2	全て対象	2003年5月 ～2005年12月	54,720	
HSW-50S3	全て対象	2004年10月 ～2006年5月	82,887	
HSW-50S5	2200001～2213800	2006年5月 ～2007年2月	13,800	C
合 計			329,406	

2010年（平成22年）11月12日からリコール（無償点検・部品交換）を実施
改修率：24.2%（2020年3月27日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	0	—	2014年度	4	火災
2018年度	1	火災	2013年度	5	火災
2017年度	0	—	2012年度	5	火災
2016年度	0	—	2011年度	6	火災
2015年度	3	火災	2010年度	1	火災

※当該事故（管理番号：A201901254）は含まない。

<対象製品の確認方法>

- 1) 確認方法 A（販売元がハイアールジャパンセールス株式会社の製品）
定格銘板で型式及び製造番号を御確認ください。

型式

→

Haier
全自動電気洗濯機
JW-Z45A (50/60Hz用)

- 標準水量 41L
- 標準使用水量 117L
- 標準脱水容量 4.5kg
- 外形寸法 幅 537mm 奥行 508mm 高さ 895mm

水位	10	6	4	1
洗濯容量 (・以下)	4.5	2.0	1.0	0.5
水量 (L)	41	33	27	15

定格消費電力 345/390W (50/60Hz)

■使用上の注意
1. 電源は必ずコンセントからとること。
2. 周囲に間隔をおいて設置すること。
3. ベンジン・灯油・シンナー・ガソリンなどのついたものは、洗濯や脱水をしないでください。

2003年製 MADE IN CHINA
ハイアールジャパンセールス株式会社
大阪市天王寺区生玉町3番25号タマビル10F

ハイアールジャパンセールス株式会社
定格電圧 100V
定格周波数 50/60Hz
定格消費電力 345/390W
標準洗濯容量 4.5kg
定格時間（標準コース）41分
定格時間（時短コース）19分

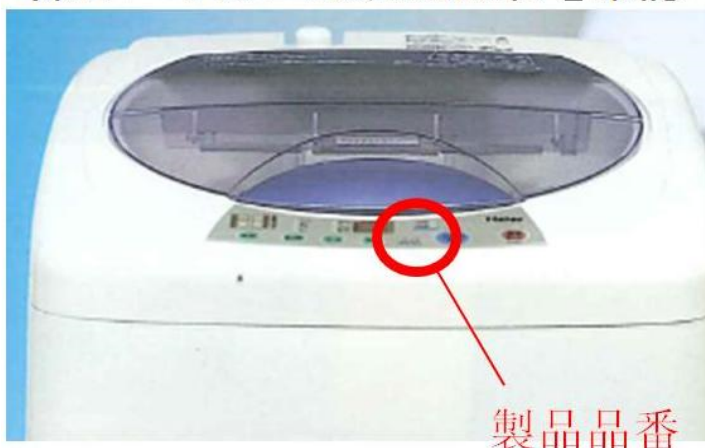
製造番号
C 100000

製造番号

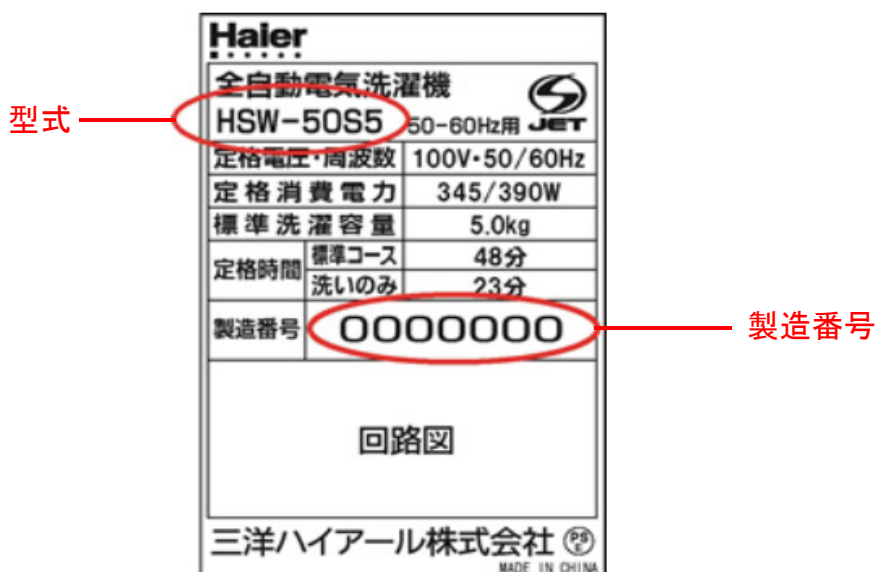
→

- 2) 確認方法B (販売元が三洋ハイアール株式会社の製品)
操作パネル上の製品品番(型式)又は定格銘板で型式を御確認ください。

操作パネル上の製品品番を確認



- 3) 確認方法C (販売元が三洋ハイアール株式会社の製品)
当該製品の背面又は側面の定格銘板で型式及び製造番号を御確認ください。



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び部品交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ハイアールジャパンセールス株式会社

電話番号：0120(865)123

受付時間：9時～17時(土・日・祝日を除く。)

ウェブサイト：https://www.haier.com/jp/support/haier_washing_machine.shtml

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：鈴木、柳川、牧野

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：橋爪、田代、大江

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901240	令和2年2月13日	令和2年3月23日	石油給湯機付ふろがま	FDW-472S	タカスタンダード株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	製造から10年以上経過した製品 令和2年2月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月14日
A201901241	令和2年2月18日	令和2年3月23日	石油ストーブ(開放式)	AS-S23B又はNRS-S23E8	株式会社トヨトミ	火災 死亡1名	当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	鳥取県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年3月12日
A201901253	令和2年2月16日	令和2年3月24日	ガスこんろ(都市ガス用)	RN-PC863-XAHR(東京ガス株式会社ブランド)	リンナイ株式会社(東京ガス株式会社ブランド)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和2年3月12日に経済産業省産業保安グループにて公表済 令和2年3月19日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年3月11日
A201901256	令和2年2月24日	令和2年3月25日	草焼きバーナー	HSF-803	株式会社麻場	火災 重傷1名	当該製品を使用中、使用者の衣服に着火し、火傷を負う火災が発生した。現在、原因を調査中。	埼玉県	令和2年3月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年3月17日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900145	平成31年4月30日	令和元年5月30日	変圧器(節電器)	VT-60A(株式会社アイディック(倒産)ブランド)	株式会社タムラ製作所(株式会社アイディック(倒産)ブランド)	火災	寺院で異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。調査の結果、当該製品は、長期使用(20年)により、内部の変圧用巻線の絶縁性能が低下し、レイヤショートが生じたため巻線が焼損したものと推定される。	熊本県	令和元年6月4日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A201900481	令和元年8月27日	令和元年9月12日	リチウム電池内蔵充電器	DE-M01L-10444WH	エレコム株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品の制御基板上のトランジスターが異常発熱して、制御基板や外郭ケースの一部が焼損したものと考えられるが、トランジスターの焼損が著しく、異常発熱した原因の特定には至らなかった。	和歌山県	令和元年9月18日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201901242	平成27年11月2日	令和2年3月23日	自転車	CC40TP	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	当該製品で走り出そうとしたところ、ハンドルがロックし、転倒、左足を負傷した。事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭載した自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年3月9日 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 2.5%
A201901243	令和2年3月14日	令和2年3月23日	延長コード	KJ08-6568	コーナン商事株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	兵庫県	平成26年5月20日から自主回収を実施
A201901246	令和2年1月7日	令和2年3月23日	エアコン	SRK28ZH	三菱重工業株式会社 (現 三菱重工サーマルシステムズ株式会社) (輸入事業者)	火災	宿泊施設で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	宮崎県	製造から10年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年3月13日 平成30年1月11日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 8.6%
A201901247	令和2年3月6日	令和2年3月24日	ノートパソコン	dynabook R731/36C	株式会社東芝(現 D ynabook株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。事故の原因は、現在、調査中であるが、ノートパソコンのバッテリーパックの製造上の不具合により、バッテリーパック内のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火に至ったものと考えられる。	徳島県	平成28年1月28日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率: 48.8%
A201901254	令和元年11月17日	令和2年3月25日	電気洗濯機	JW-K50B	ハイアールジャパン セールス株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品のモーター用コンデンサの製造工程において、異物が混入していたため、使用中に徐々に絶縁劣化を起こし、内部短絡を起こして出火に至ったものと考えられる。	三重県	製造から10年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年3月23日 平成22年11月12日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 24.2%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901244	令和2年3月7日	令和2年3月23日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	車両内で当該製品及び周辺を溶融する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201901245	令和元年12月7日	令和2年3月23日	電気蓄熱式湯たんぽ	重傷1名	当該製品を使用して就寝中、当該製品が破裂し、臀部に火傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	和歌山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年1月6日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A201901248	令和2年1月30日	令和2年3月24日	扉(クローゼット用折戸)	重傷1名	幼児(5歳)が当該製品で右手指を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年3月10日
A201901249	令和2年2月10日	令和2年3月24日	電気式床暖房	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	令和2年3月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年3月23日
A201901250	令和2年1月13日	令和2年3月24日	自転車用タイヤ	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品を装着した自転車で下り坂を走行中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	広島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年3月12日
A201901251	令和2年3月2日	令和2年3月24日	テレビ受信機用ブースター	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	三重県	製造から20年以上経過した製品
A201901252	令和2年3月11日	令和2年3月24日	携帯ゲーム機	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	令和2年3月26日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201901255	令和2年2月24日	令和2年3月25日	ヘアドライヤー	火災	当該製品を使用中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和2年3月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年3月19日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

変圧器（節電器）（管理番号:A201900145）



リチウム電池内蔵充電器（管理番号:A201900481）

